小浜市地域防災計画に関するパブリックコメント意見募集の結果

○意見の募集期間 令和4年4月12日~5月2日

○意見の提出件数 13件

No.	市民の皆様からのご意見	ご意見に対する市の考え方
1	【一般災害対策編2ページ 「計画の方針」】 「さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。」という表記について、感染症を特定する世界共通の「COVID-19」を入れ、かつ、感染の拡大を止めることなどできないので「感染拡大」とすべきです。また、過密抑制対策は、「ウイルス蔓延対策」であり、米国のソーシャルディスタンシングを受けたものであり、その旨を記載すべきです。また、感染症における人権の尊重の位置づけは非常に重要です。	世界保健機関による新型コロナウイルス感染症の正式名称は「COVID-19」ですが、小浜市地域防災計画では、内閣府が示す防災対策に関する表現に統一しています。また、感染症対策に関する表現についても同様です。なお、ご意見のとおり、感染症対策を含め、住民への人権尊重は重要であることから、第3章第9節「避難計画」において、避難所における人権への配慮を位置付けています。
2	【一般災害対策編2ページ 「計画の方針」】 「過去の災害の教訓を踏まえ、すべての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一 人一人が確実に避難できるようになることが必要である。」との表記について、避難所の収容人数は地区ごとに10%以下であり、全員が避難所へ行くことができず、避難しようと判断できた時は、すでに屋外は危険な状況にあるのが普通です。確実に避難できるようになる以前に確実に避難できない状況を指すものであり、矛盾しているのではないでしょうか。	水害・土砂災害における避難の方法については、ご意見にもあります、避難所などの安全な場所へ避難する「水平避難」のほか、自宅の2階以上や近くの高い建物へ避難する「垂直避難」、移動することで危険な場合に建物内の安全な部屋に避難する「屋内安全確保」があり、避難所に行くことだけが避難の方法ではないと考えられます。 確実な避難ができるように、市民一人一人が状況に応じた判断が必要であり、危険な状況になる前に、余裕を持って早め早めに対応することが重要です。

【一般災害対策編2ページ 「計画の方針」】

「国が令和2年度に策定した防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策による国土強靭化の取組みの更なる加速化・進化を踏まえつつ、引き続き、国土強靭化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。」との表記については、何からの出典でしょうか。

国の防災基本計画の「第1編 総則 第4章 防災計画の効果的推進等」において位置付けられています。また、福井県地域防災計画本編の「第1章 総則 第3節 計画の基本」においても同様に位置づけられています。

【一般災害対策編20ページ 「防災知識普及計画」】

「指定避難所や、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、 4 被災者や支援者等が性犯罪やDVの被害に遭わないよう、お互いに 助け合いを促す環境づくりに努めるものとする。」との表記につい て、「あらかじめ避難所運営マニュアル等で自警を行うよう定めて おく」と表記してはどうでしょうか。 「第2章 災害予防計画 第4節 避難対策計画」において、避難所 運営の円滑を図るため、事前に避難者の自治組織に係る事項や避難 者に対する情報伝達に係る事項などをマニュアル等で定めておくこ とを位置付けており、本市や内閣府が作成する避難所の運営に関す るマニュアルを参考としながら、避難所における良好な生活環境を 確保することが重要であると考えています。

【一般災害対策編26ページ 「自主防災組織等普及計画」】

「事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域および土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。平常時および災害発生時において、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、効果的に防災活動を行えるよう努める。」の表記について、「事業所等は、災害の事業影響度分析およびリスクアセスメントを行う」に修正してはどうでしょうか。

事業所においては、被災しても重要な業務が中断しないこと、中断しても短い期間で再開することが望まれます(内閣府「防災情報のページ 事業継続」より)。

内閣府の「事業継続ガイドライン」を参照としながら、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定いただくことが重要であると考えます。

6	【一般災害対策編32ページ 「自主防災組織等普及計画」】 「県健康福祉センターは、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県および市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。」との表記について、自宅療養は知事の指示に基づくものであるため、その状況において、自宅から避難するという矛盾した指示が出せるのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の自宅療養については、国(厚生労働省)通知に基づき、自治体において総合的に判断することとなっており、その目的は感染拡大を防止することにあります。災害時あるいは災害の恐れがある場合、災害の危険エリアに居住している自宅療養者について、県健康福祉センターと市が連携して避難の確保を行うことになります。
7	【一般災害対策編131ページ 「避難計画」】 避難指示等の実施責任者および基準について、一つの計画の中にあいまいな用語や首尾一貫しない点がないよう、一貫性を保つべきです。	実施責任者と措置の内容、基準については、災害対策基本法等その 根拠となる法令に基づいています。ご理解いただきますよう、お願 いします。
8	【地震(津波)災害対策編17、19ページ 「地震災害の想定」「津波災害の想定」】 地震はいつでもどこでも起きるという認識を普及させるため、現在活断層による地震・津波想定は使われていないのではないでしょうか。	わが国では2,000もの活断層があり、地下に隠れて見つかっていない活断層もあるとされており(内閣府WEBサイト「防災情報のページ」)、ご指摘のとおり、いつどこで大きな地震が起きてもおかしくはありません。なお、活断層における地震の想定については、「政府 地震調査研究推進本部」のWEBサイトで確認できます。
9	【地震(津波)災害対策編22ページ「防災知識普及計画」】 「我が国の沿岸はどこでも津波襲来する可能性あり、強い地震(震度4程度)を感じたときまたは弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うこと なく迅速かつ自主的にでるだけ高い場所に避難すること」という表記について、陸上で発生する地震は津波の襲来を予想できず、地震動を感じなくても津波が押し寄せるケースがあります。「強い地震(地震速報により海域でマグニチュード6以上の地震発生を認識した場合)を感じたとき」に修正してはどうでしょうか。	国(内閣府)では、「震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である」(内閣府「避難情報に関するガイドライン」より)と示しています。 段階的に災害の切迫度が高まる水害等とは異なり、津波は短時間で災害をもたらすため、沿岸部等の危険な地域から一刻も早く立退き避難をすることが望ましい、とされています。

10	【地震(津波)災害対策編32ページ「避難対策計画」】 「円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から・・・」という表記について、地震・津波の場合は、家屋が損壊するなどの被災をした場合に、指定避難所に行くことを明確にすべきです。それ以外は復旧に努めるべきであり、「被災者への一定の生活環境を確保する観点から・・・」という記載に修正してはどうでしょうか。	指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設(災害対策基本法第49条の7)とされており、被災者の受入れとともに、生活関連物資の提供や炊き出しの実施、保健・福祉等の専門スタッフや災害ボランティアの受入れなど、救援活動の拠点となります。
11	【地震(津波)災害対策編52ページ「津波に強いまちづくり計画」】 「特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりをめざすものとする。」と記載されていますが、5分は実現不可能です。数十分と表記すべきではないでしょうか。	過去の災害では、地震発生後5分以内に津波の第一波が到達し、甚大な被害をもたらしたケースもあり(1993年北海道南西沖地震)、国(内閣府)では、津波到達時間が短い地域で、概ね5分程度での避難が可能となるように、防災基本計画で位置付けています。避難のあり方については、今後、国から新たな知見が示される等に応じて、見直しを行っていきます。
	【原子力災害対策編5ページ「計画の方針」】 (表1「本市の原子力災害対策重点区域」について) 「もんじゅ」は大飯1、2号機と同様に廃止措置に入っており、燃料も十分冷却されているため、同一の考えから、削除すべきではないでしょうか。	原子力災害対策重点区域の見直しについては、前提として、原子炉等規制法による廃止措置計画の認可を受け、かつ、燃料が十分な期間冷却されていたものとして原子力規制委員会が告示することが必要です。「大飯1、2号機」は廃止措置計画の認可を受け、冷却の告示がなされています。一方「もんじゅ」につきましては、既に廃止措置計画の認可は受けていますが、冷却の告示はされていません。今後告示がなされたのち、福井県地域防災計画において原子力災害対策重点区域が見直されることになります。
	【原子力災害対策編5ページ「計画の方針」】 (表1「本市の原子力災害対策重点区域」について) 欄外における「※同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合は、原子力事業所」の表記が、4ページ本文の表記の一部転写であるため、削除すべきではないでしょうか。	4ページ本文では、原子力災害対策重点区域の設定における基本的な考え方を説明しています。 一方、表1の「本市の原子力災害対策重点区域」第1列では、「原子力施設」ごとに記載していますが、同一の「原子力事業所」内に設置される全ての「原子力施設」の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合は、「原子力施設」ではなく「原子力事業所」として読み替えていただく必要があるため、注記しています。